

取扱区分：「公開」

令和4年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年1月11日（火）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年1月11日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時41分

2 場 所 周南市役所 多目的ホール

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第5番 白 石 純 治

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 なし

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地利用最適化推進委員の委嘱について	1件

第3 報告事項

報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	9件
報告第4号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	3件
報告第5号	現況が農地でないことの証明等について	10件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番 白石純治委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表その2を配付しておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、議長よろしくお願ひします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

皆さん、あけましておめでとうございませう。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただ今より令和4年第1回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第12番 弘中 壽 委員、第15番 松田 孝行 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請

について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第1号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が776平方メートルの農地です。

現況は、公図上1筆ではありますが、数枚の田として耕作されています。

権利移動は贈与による所有権移転で、申請譲渡人は相続により当該農地の所有権持分の3分の1を取得しましたが、年齢及び仕事上の都合により、農業をすることが無理なため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、相続により当該農地の所有権持分3分の2を取得し、以前から田として耕作しましたが、今後も農業を続けるため、今回譲渡人から、残りの所有権持分3分の1を譲り受けるものです。

取得後の農地は、約47アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番山下委員

第18番の山下です。

番号1番は、譲渡人、譲受人の父親の死亡により相続した土地で、相続した時点では、配偶者である母親、子である譲渡人、譲受人両名、計3名が持分3分の1ずつで共有していたものです。

その後、母親の死亡により、7ページの報告第1号番号7番に記載のとおり母親の持分を譲受人が相続し、現在では、譲渡人が持分3分の1、譲受人が持分3分の2となっています。

この度の許可申請は、譲渡人が耕作が困難なため、自身の共有持分を、現に耕作をしている譲受人へ贈与しようとするものです。

12月20日に、譲受人の妻の案内の下、事務局と現地調査を行いました。

申請地は、譲受人の自宅から道路をはさんだ位置にあり、長年に渡り某八幡宮の御神田として、イセニシキを栽培しており、5月には御田植祭、10月には抜穂祭が行われているそうです。

譲受人は必要な農機具等は所有しており、30年続けてきた稲作を今後も続けていくとのことでした。

譲渡人へは、同日、電話にて意思確認をいたしました。

父親の死亡により相続したものの、年齢的にも仕事の的にも農業をすることが困難なため、以前より耕作している譲受人に贈与することにしたとのことでした。

関係書類も完備されており、処理基準に照らして所有権移転に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

それでは、ただ今の議案第1号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第1号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第1号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の合計面積が2,171平方メートルの農地です。

現況は、1,963平方メートルの農地については、田として耕作されておりますが、208平方メートルの農地は自己保全管理されている田です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は高齢の上、農業後継者がいないことから、農地を耕作している借受人に、譲り渡すものです。

譲受人は、以前から耕作の意思があり、今回譲渡人から申出があったため、申請地を譲り受けるものです。

取得後の農地は、約197アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

第6番高橋委員

第6番高橋です。

議案第1号2番について補足説明します。

12月23日に事務局と現地にて確認、12月26日に譲渡人と会って確認、1月5日に譲受人と現地にて確認いたしました。

譲渡人は高齢で農業後継者もいないことから、譲受人に譲り渡したいとの申し出をされたとのことでした。

譲受人は申請地を利用権設定して耕作しており、自己所有の農地とも隣接しているため、申し出に応じたとのことでした。

今後は、今まで耕作していた時と同じく、208平方メートルの農地は畑として利用し、1,963平方メートルの農地は水稻栽培するとのこ

とでした。

農機具等も所有しており、申請地のそばに保管してあるとのこと
です。

通作に関しましては、配偶者の実家が申請地と近所で、ほぼこちら
におられるので、問題ないと思われま。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

ただ今の議案第1号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませぬか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませぬか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号2番は、許可と決定い
たします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許
可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第2号は、1議案7件です。

説明に先立ちまして、今回の議案に係る申請の受付から、太陽光
発電設備に係る申請については、その受付時に「地域住民への説明
は完了しているか」を確認することを徹底しています。

このたびの議案7件は、申請時にいずれも「完了している」との
回答があったものです。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請借受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を借り受け、

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

パネル設置面積 715.83 平方メートル、パネル枚数 440 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットです。

賃貸人は、今後耕作の予定がなく借受人に貸し付けるものです。

申請地は、新南陽米光簡易郵便局から東へ約 330 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤井委員

第13番藤井委員

13番、藤井です。

議案第 2 号の 1 番ですが、これは地上権を設定し、太陽光パネルを設置するものです。

あとは、事務局の説明のとおりです。

被害防除計画に関しては、隣接の土地所有者に確認をとりましたが、皆、了承済みだそうです。

別に問題もないようです。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 2 号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

松田委員

第15番松田委員

地上権設定で、所有権移転ではないんですね。

使用貸借かどうか分かりませんが、貸借期間はいつまでになるんでしょうか。

第13番藤井委員

概ね20年くらいがめどです。期限はついてないです。

第15番松田委員

機械ものですから、長い期間設置していると老朽化してくると思うんですが、貸借だから土地を返却する時は、きれいに更地にして返すということですか。

第13番藤井委員

そういうことです。

第15番松田委員

そういうことですね。その辺の確認がとれているかどうか。

第13番藤井委員

双方から確認がとれています。矛盾はなかったです。

第15番松田委員

はい、分かりました。

議長（山下会長）

他にご質問はありませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号1番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,164.21平方メートル、パネル枚数600枚を設置するもので、発電出力は120キロワットです。

譲渡人は、休耕中で管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東へ約910メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地

利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番、弘中です。

去る令和3年12月22日、事務局と共に現地確認をいたしました。

譲渡人、譲受人において所有権の移転の契約合意がされていることも確認いたしました。

これが議案として上程されるにあたりまして、調査項目ごとに転用許可要件が満たされているものと判断されます。

転用後については、周囲の農地及び施設に悪影響はないものと判断されます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号2番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積448.70平方メートル、パネル枚数174枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作する予定がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野支所から南へ約550メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

12番、弘中です。

去る令和3年12月22日、事務局と共に現地確認いたしました。

なお、先に譲渡人、譲受人に対し、所有権の移転の契約合意があることも確認いたしました。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第12番弘中委員

これが議案として上程されるにあたっては、転用許可要件が満たされているものと調査項目毎に判断されます。

転用後について周囲の農地及び水利、農作道への悪影響はないものと判断されます。

なお、付加しますが、この件について、農地に最も隣接する住民から転用に対する許可要件の説明を求められましたので、概要について説明をした経緯があります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号3番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第2号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作する予定がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野支所から南へ約550メートルに位置し、所在、地

目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番、弘中です。

去る令和3年12月22日、事務局と共に現地確認いたしました。

なお、先に譲渡人、譲受人双方に所有権の移転の契約合意がされていることも確認いたしました。

これが議案として上程されるにあたっては、調査項目ごとに転用許可要件が満たされているものと判断されます。

なお、先ほど番号3番の時に申し上げましたが、先の議案と同一関係の隣接住民から、この転用について問い合わせがありました。概要については説明いたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,047.79平方メートル、パネル枚数540枚を設置するもので、発電出力は90キロワットです。

譲渡人は、休耕中で管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から東へ約1,200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

議案第2号、5番について、去る12月24日、事務局と一緒に現地確認をいたしました。

なお、今回は前回の太陽光発電設備の設置に関する議案の経験か

ら学び、現地確認の前、事前に隣接地など周辺の住居、農地所有者など影響があると思われる方々に計画を説明し、了解を取ってもらうよう、設置業者並びに申請地の所有者にお願いし、問題ないことを確認しました。

前回、今回ともに太陽光設備に係る農地転用の議案が増えたことから、申請、現地確認の際、必ず実施対応すべきと思います。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

この地域は農業振興地域ですが、今回の申請地はたまたま農用地指定から外れていました。

申請地の所有者は、早くご主人を亡くされ、以来農地は休耕され、毎年草を刈って農地の管理をされていました。

今後耕作する意思もないことから、譲り渡すことにしたそうです。

譲受人は太陽光発電事業者で、申請地が太陽光発電設備設置に適しているため、譲り受けることにしたとのことで、パネル設置面積1,047.79平方メートル、太陽光パネル540枚、発電出力90キロワットの設備です。

今後、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施について理解を求め、地域と共生した形で事業を実施するよう対応したいと思います。

以上、申請内容について、問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号5番について、採決を行います。

議長（山下会長）

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積402.28平方メートル、パネル枚数156枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作する予定がないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、大河内駅から北東へ約1,350メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

11番の原田です。議案第2号、6番について補足説明いたします。

去る12月24日に事務局と現地確認、12月28日に譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は水稻を作付け後、大部分は収穫されていましたが、排水不良のため収穫作業が出来ず、一部刈り残している状態でした。

譲渡人の話では、申請地は湿田で、排水が難しく収穫作業が困難だとの事でした。

今期は耕作したものの、来期からは耕作する予定もないため譲り渡すとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりのよい申請地が適地と判断し取得するとのことでした。

排水に関しては、申請地周辺に溝を掘り、河川に排水するとのことでした。

周囲は道路、また、一段高い休耕中の農地で、民家との距離もあり、パネルの反射による影響もないと思われます。

また、草刈り等管理に関して年2回程度行うなど周辺の農家と事前に協議するよう依頼したところ、譲受人が既に説明しているとの事でした。

草刈りに関しては、管理会社への依頼でなく、譲受人が実施し、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するとのことでした。

太陽光発電パネルのみの設置で日当たり等周辺への影響もなく、事業計画書・平面図・被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号6番について、採決を行います。

議長（山下会長）

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号7番について、ご説明いたします。

申請譲受人は、社有車輛14台分、社員の通勤用車輛13台分の駐車場を確保するため、申請地を転用しようとするものです。

譲渡人は、耕作ができなくなり譲渡しようとするものです。

申請地は、戸田駅から南東約220メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は鉄道駅から300m以内の第3種農地に該当します。

本件については、2枚目の写真のとおり、申請譲受人に農地法の十分な認識がなく、申請地の一部約200㎡を埋め立てていました。

このことについては、申請譲受人から、ことの顛末を反省し、今後は、農地法の規定を遵守することを書き記した書類が提出されています。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第2号、7番について補足説明します。

本申請は譲受人である建設業者による農地転用と権利移動許可申請になります。

地目は田で、2筆の合計904平方メートルを駐車場造成として申請するものです。

昨年12月24日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は耕作されていなく、571平方メートルの農地については、一部真砂土が搬入されていました。

12月27日、譲渡人、譲受人で現地にて双方の意思確認をしました。

譲渡人は相続しましたが、耕作することができず高齢となり、草刈り等の管理ができず売却することにしたそうです。

譲受人は業務拡張により、道路を挟んで隣接する水田を取得して駐車場として造成するものです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

なお、一部真砂土搬入の件ですが、昨年9月に事務局を通じて違法埋め立てではないかと注意してもらいました。

その後の搬入はなく、今回「農地法の十分な認識がなく、真砂土を搬入したことを反省し、今後は農地法を厳守します。」との顛末書が添付されています。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第2号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号7番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号7番は、許可と決定いたします。

議案第3号、「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、議案第3号について、ご説明いたします。

第27区の農地利用最適化推進委員の欠員が生じたため、令和3年11月18日から12月20日の概ね1か月間、公募を行いましたところ、1名の応募者と1名の推薦者の合計2名の候補者がございましたので、12月27日に周南市農地利用最適化推進委員評価委員会を開催し、二人の方の評価を行い、評価が上位の者を決定いたしました。

農地利用最適化推進委員の委嘱につきましては、農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっておりますことから、本議案において、お諮りするものです。

氏名等は記載のとおりで、委嘱期間は、本日から令和5年7月23日までとなります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第3号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(無しの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号について採決を行います。

承認することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号は承認することに決定しました。

続きまして、議事日程第2、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

5ページから8ページの報告第1号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は10件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

9ページの報告第2号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定によ

る農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

10ページから12ページの報告第3号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、9件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページから15ページの報告第4号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされるものです。

番号1番は、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用、番号2番は、同条第5号に規定された災害復旧工事のための一時転用、番号3番は、同条第4号に規定された土地改良事業の施行に伴う埋蔵文化財の試掘調査のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

報告が終わりました。

以上で、報告第4号を終わります。

続きまして、報告第5号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

16ページから18ページの報告第5号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は10件です。

番号1番から番号10番までの10件につきましては、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第5号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第1回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時41分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年1月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 弘 中 壽

委 員 松 田 孝 行